


コーポレート(企業)をガバナンス(統治)すると聞かされると、本来は健全な企業経営を行わせるための管理体制のことであるのに何か紛らわしさが残る。ガバナンスの主体は、株主またはその委託を受けた決定機関、監督機関、監査機関である。目的は企業価値の維持・向上にあり、経営トップがその対象になる。デモクラシーがデモス(民衆)とクラティ(支配)であるのと同じか。

「株主権の原則」に基づき、株主が経営トップを中心とする執行機関をコントロールして、事業革新を促し、企業価値の向上を働きかけ、不祥事をも防止する。もっとも時代の状況は株主第一主義から、顧客・サプライヤー・官公庁・金融機関・従業員・地域社会など企業活動を行う上で、関わるステークホルダー(利害関係者)の利益へと重心を移しつつある。ちなみにCGコードとは、上場企業にガバナンスの充実を求めるものとして、2015年6月に東京証券



匠プラザ21

経営法務大学

コーポレートガバナンス

すべきた。

①株主の権利・平等性の確保
②株主以外のステークホルダーとの協議
③情報の透明性確保と開示
④取締役会などの責務
⑤株主との対話

解職権が行使できる。執行機関は、取締役会の決定に従わなければならないが、その監督にも服する。取締役および取締役会は、株主の委託を受けているから、株主による間接ガバナンスでもある。

(3)監査機関として
監査役・監査等委員会・監査委員会には、執行機関の違法行為を止めるよう求めたり、裁判所に対して仮処分命令を出してもらおう差し止め請求権がある。

(4)会計監査人として
会社の運営に携わる立場にはないが、外部専門家として会計に関する事項の監査を担当する。

◆不祥事発生時の構造
以上のとおり、ガバナンス制度は整備されており、問題が起こるたび、是正も加えられてきた。ところが不祥事の発生を防ぎ切れていない。それには、自己の利益を優先させる経営トップの姿勢とも関係しているが、何分にも、会社の体をなしていない執行体制の在り方が問題にされなければならぬ。

多くの会社は、経営トップが支配する形で執行役を統率し、使用人兼務取締役を指揮命令しているのが実態のようだ。監査役にしても、経営トップの身内の者を充て職にしている。これでは取締役会はガバナンス機能が発揮できない。

成長する企業には▽批判を糧に加える▽存在意義としての経営理念を掲げ、組織をまとめている▽社会を害さないとする組織風土がある▽顧客との向き合いと社員を育てる仕組みを両立させている―など、目配りが利く共通点が見られるのも故なしとしない。

(弁護士・浦田益之)